

4-4 養護老人ホームの見直しについて

養護老人ホームの見直しについては、前回の課長会議において見直しが必要な主な事項をお示ししたところである。その後の検討状況は以下のとおりであるが、これらの中には、今後関係省庁との調整を要する事項が含まれており、変更があり得ることに留意されたい。

1 入所措置基準について

老人福祉法第11条第1項第1号に定める措置事由が「環境上の理由及び経済的理由」に改正されたが、ここでいう「環境上の理由」には、在宅において一人で生活することが困難であると認められる様々な理由が含まれること。

入所措置基準（案）

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 感染症を有し、他の被措置者に感染させるおそれがないこと。
イ 環境の状況	在宅において一人で生活することが困難であると認められること。

また、虐待を受けている高齢者への措置が円滑に行われるようにする必要があると考えている。

2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

○ 基本方針

入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練、支援を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすること等を規定する。

○ 規模

20人以上とする。

○ 設備の基準

現行の基準をベースとする。

○ 職員の配置基準

生活指導員を生活相談員、介護職員を支援員に改称するとともに、介護保険サービスの利用やソーシャルワーク機能の強化に伴う配置基準の見直しを行う。

3 措置費体系

職員配置基準や病弱者等介護加算の各種加算を見直すとともに、介護保険サービスの利用者負担に関する対策を講ずる。

4 介護保険給付の適用

要介護認定等を受けた入所者には、住宅改修及び居住系サービスを除くすべての居宅サービス等の利用を可能とする。

これらの入所者の置かれた状況を踏まえた、包括的、継続的なサービス提供を可能とするために、給付費分科会における議論を踏まえ、報酬及び基準を検討する。

以上の事項に関する関係法令等については、今後、地方財政措置に関する総務省との協議結果を踏まえてお示しすることとなるが、①要支援・要介護認定を受けるべき入所者の把握、②入所者の心身の状況と利用すべき介護保険サービスの把握、③介護保険サービスを提供する主体検討、④職員に対する研修の実施や資格取得など、現時点で準備が進められるものについては、積極的に取り組むよう管内の市町村及び養護老人ホームに指導願いたい。